

地域開発と広域都市圏（Ⅵ）

——岡山県南広域都市圏——

竹 下 昌 三

1. 問題の所在
2. 広域都市圏構想の背景と問題意識
3. 広域都市圏の範囲（以上第7巻第2号）（Ⅰ）
4. 広域行政の方法
5. 広域合併に対する岡山・倉敷両市長の反応
 - (1) 寺田岡山市長の態度
 - (2) 水島開発における高橋と大原の関係
 - (3) 水島開発における三木と大原の関係
 - (4) 水島開発における高橋の立場（以上第7巻第3・4号）（Ⅱ）
6. 合併推進運動と阻止運動の展開
 - (1) 知事と岡山市長の立場の相違
 - (2) 岡山市長の反対理由
 - (3) 知事と倉敷市長の立場の相違
 - (4) 倉敷市長の反対理由（以上第8巻第1号）（Ⅲ）
 - (5) 合併議決への働きかけ
 - (6) 議決不執行の動き（以上第8巻第3・4号）（Ⅳ）
 - (7) 自治省における百万都市論
 - (8) 岡山県南百万都市に対する自治省の反応
 - (9) 岡山・倉敷両市議会における合併議決の状況（以上第9巻第3号）（Ⅴ）
 - (10) 瓦解に至る経過
7. 瓦解以後の経過
 - (1) 岡山・倉敷両市の市長・議員選挙
 - (2) 高橋の辞任と三木の急逝
 - (3) 瓦解の原因（以上本号）（Ⅵ）

6 合併推進運動と阻止運動の展開 (つづき)

(10) 瓦解に至る経過

岡山市長の寺田は合併議決の不執行を公然と表明し、倉敷市長の高橋は所在不明となったので、県当局及び両市議会の推進派議員は両市長を激しく非難⁽¹⁾したものの事態は進展しないまま年を越し合併期限の1月13日が迫ってきた。38年1月5日に県議会、市議会議長会、町村議会議長会共催による「議会政治を守る議員大会」が岡山市で開かれ、この席上で「市議会が執行を代行して知事に申請し、県議会で議決して自治省に申請せよ」⁽²⁾との意見が出た。

市長に代って市議会議長が県に合併申請書を提出するといういわゆる代執行案については、既に37年12月20日に参議院地方行政委員会において岡山県地方区の参議院議員矢山有作と秋田県地方区の参議院議員鈴木壽が質問しこれに対して政府委員の自治省行政局長佐久間彊が、その可能性を否定する答弁を行った。⁽⁴⁾この参議院地方行政委員会でのやりとりは当時新聞でその概略が報道され

-
- (1) 当時副知事であった曾我与三郎は生前筆者に「高橋さんが雲がくくれたので助役の保津君に判を押せと激しくつめ寄ったら、とうとう泣き出したのでどうにもならなかった」と語った。
 - (2) 7市26町村の同時合併の期日は、関係市町村のうち最初に首長・議員の任期満了となるのが一宮町の38年1月14日で1月13日が大安のため、建設協議会でこの日に決定された。(岡山県南広域都市建設協議会議事録による)
 - (3) 朝日新聞岡山版、38年1月6日
 - (4) 矢山有作君 ……市長はその合併議決に対して、いろんな状況を判断した上で、合併をすることが適当でない、こういう判断から、その合併の議決を執行しないという立場をとる。その場合に合併を推進していっておる方の側、特に県等が、市長が執行しなくても、議会の議決によって住民の実質的な意思表示がなされたのであるから、県において合併手続を推進できるのである、こういうようなことを盛んにいっておるわけです。はたしてそういうことができるのかできないのか。……

政府委員(佐久間彊君) 議会が適法に合併の議決を致しました場合に、長がこれを執行する義務を負っておることは法律上その通りだと思います。その長が執行をいたしません場合におきまして、県がその手続をかわってとるということはできるかできないか、法律上非常に疑義が多いと考えております。

矢山有作君 「法律上疑義が多い」では困るのでして、そういう風な場合に、県の側が、市長が執行しないからかわって合併手続を進めるんだというようなことが、法律上許されるか許されないかということを「疑義がある」でなしにはっきり御見解を聞かしていただきたいのです。

政府委員(佐久間彊君) 県が、長がやりませんものを代執行するというようなこ

たから、38年1月5日に議会政治を守る議員大会が開かれた時には周知の事実であった筈である。参議院地方行政委員会で政府委員が答弁⁽⁵⁾したように市町村議会が合併を議決した場合首長は議決を執行する義務を自治法上負っている⁽⁶⁾と解釈するのが通説⁽⁶⁾であろう。合併推進派議員としては寺田や高橋の違法行為を座視し合併を挫折させては努力が水泡に帰するばかりか政治生命にも重大な影響⁽⁷⁾を受けることをおそれた。寺田や高橋が違法をあえて行うのであれば推進派議員側も法的限界を乗り越えても合併を実現させようと意気込んだ⁽⁸⁾のは無理

とはできません。

矢山有作君 ……市長が執行しないでも、議長が知事のところへいうていくのだ、そして、それに基づいて知事はやるのだ、こういうことをもいっておるわけです。ところが私どもは議決機関と執行機関とははっきりわかれておるんであって、執行機関の長は市長なんですから、その市長が執行しないものを、かわりに議長が知事のところへそういう申請をしたところで、それは法律的に無効であるし、もちろんできるわけのものではない、こういうふうに考えますが、どうですか。

政府委員(佐久間彌君) その点はそのとおりに考えます。

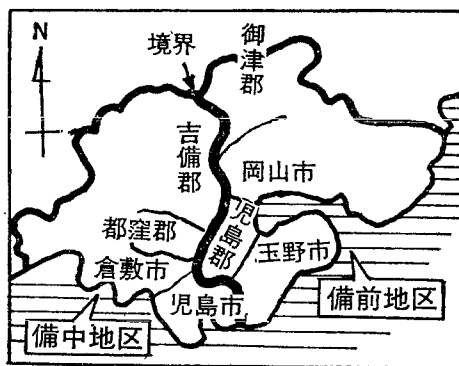
鈴木壽君 ……県知事といえども何か代執行みたいな格好ではやり得ないということとは、これははっきりしておりますね。この点ひとつ確かめておきたいと思う。

政府委員(佐久間彌君) 合併の申請が長からなされません場合におきまして、議会の議決だけがあったということをもって知事が県議会に提案するということはできません。(第42回国会参議院地方行政委員会会議録第4号、昭和37年12月20日、5～6ページ)

- (5) 注4の矢山有作の最初の質問に対する佐久間彌の答弁
- (6) 当時県の東京事務所長であった三村克一は筆者に「東大の田中先生に聞きに行ったら『長が議決を執行しないことは地方自治法は期待していないから義務違反だ』といわれた」と語った。
- (7) 当時倉敷市議会の合併推進派議員であった藤原千代太は筆者に「合併議決をしても市長が判をつかんで、7市の議員が県庁に押しかけ、『手間暇かけ金を使い大きな旗を立ててこまでやってきたのに、この始末はどうつけてくれるのか、旗を立てて自治省に乗り込もう』と三木さんにいったが、三木さんは応じなかった。しまいには会ってもくれないようになった。」と語った。
- (8) 当時倉敷市議会の合併推進派議員を応援していた小田敏夫は筆者に「推進派は知恵もなく金もなくただ三木さんの人柄だけがたよりだった。三木さんの周りにいる県の幹部には不執行についての対策がなくただ叱咤激励するだけだった。私は市議会の議決の事実は担当課長でも県に出せる筈だと思った。市長公印の無い議決の伝達は瑕疵ある手続で好ましくないがこれで県議会が開けぬ筈はないと考え、曾我さんに『知事を入院させてあんたの責任で県議会に提案しなさい』といったが駄目だった。役人はこれはいかんとしたたら要領よく退却することばかり考える。」と語った。

もない。38年1月10日に開かれた岡山県南広域都市建設協議会拡大世話人会⁽⁹⁾において三木は「代執行が強い要請となっているが、われわれの解釈では、団体意思は決定しているが、執行権は市長に限られるので代執行は行えないものと思っている。法に反した行為は無効である。」⁽¹⁰⁾と述べたが岡山市議会議長の花岡太郎「合併の提案権は議員と市長の両方にあるので議長の代執行によって申請を行ってもよいではないか、県はこの代執行によって中央に働きかけるべきだ」⁽¹¹⁾と主張した。これに対し副知事の曾我が「法的に疑議がある程度なら問題はないが、違法であるからそれによる行為は当然無効となる。無効の行為をあえて行うことはできぬ」⁽¹²⁾と答えている。自治省と協議していた総務部長の荒木栄悦が帰任して、さらに翌日の38年1月11日の拡大世話人会において、「代執

第5図 備前・備中地区図



(9) 岡山県南広域都市建設協議会の中に次のメンバーによる世話人会が設けられた。岡山市長、倉敷市長、玉島市長、岡山市議会議長、倉敷市議会議長、玉野市議会議長、御津町長、邑久町長、足守町長、灘崎町議会議長、吉備町議会議長、船穂町議会議長また上記のメンバーに玉野市長、児島市長及び同議長、玉島市議会議長、西大寺市長及び同議長、総社市長及び同議長、瀬戸町議会議長、上道町議会議長、真備町議会議長、灘崎町長、清音村町、鴨方町長が加わって拡大世話人会が設けられた。(岡山県南広域都市建設協議会議事録による。)世話会にも拡大世話会にも岡山市長、倉敷市長及び倉敷市議会議長は出席していない。

(10)(11)(12) いずれも38年1月10日の岡山県南広域都市建設協議会拡大世話会議事録による。

第17表 備前・備中ブロック人口・面積表

備前ブロック			備中ブロック		
	人口	面積(Km ²)		人口	面積(Km ²)
岡山市	260,773	153.43	倉敷市	125,097	124.05
玉野市	65,451	87.50	児島市	75,256	76.51
西大寺市	45,984	90.08	玉島市	51,928	56.32
御津町	13,229	119.29	総社市	35,181	128.17
一宮町	8,629	28.51	妹尾町	9,756	6.40
津高町	8,369	49.68	早島町	8,375	7.90
山陽町	8,616	34.94	茶屋町	7,786	5.24
瀬戸町	11,445	43.03	吉備町	8,236	10.81
邑久町	20,150	67.23	庄村	6,494	13.77
牛窓町	11,529	24.65	福田村	3,425	5.87
上道町	6,934	27.01	清音村	2,913	9.51
東児町	5,482	14.84	山手村	2,621	10.26
灘崎町	8,980	30.74	鴨方町	16,190	36.38
興除村	7,650	17.18	金光町	11,566	20.67
藤田村	5,448	21.95	船穂町	6,924	10.74
			真備町	13,414	42.61
			高松町	11,491	24.13
			足守町	10,789	69.34
計	488,669	810.06	計	407,442	658.68

注 第7巻第2号14ページの第1表による。

行は現行法上不可能であるから行うべきでない、政治的には一步後退してもさらに33カ市町村合併と同効果を生む策をとるべきだ⁽¹³⁾」との自治省の見解を伝えた。

代執行という強行突破策は自治省見解によって止めを刺された。推進派の暴走を押さえた自治省は次官の小林が第5図に示す備前(岡山)ブロック、備中(倉敷)ブロックに二分した段階合併という調停案を提示した。ブロック別の人口、面積は第17表のとおりである。岡山、倉敷、児島、玉島、玉野、総社、西大寺7市の市長は自治省から呼び出され、38年1月11日午後公営企業金融公

(13) 38年1月11日の拡大世話人会議事録による。

庫会議室で次官の小林、行政局長の佐久間、官房長の大村、参事官の長野、振興課長の林と会談した。⁽¹⁴⁾途中5市長が一時退席し岡山、倉敷両市長と自治省側で話し合が行われ再び全員で協議が行われた。自治省側から暫定措置として岡山市を中心とする3市、倉敷を中心とする4市をもととする2ブロックの段階合併案が出され、1月17日の倉敷市の選挙告示を延期してこの案での解決が要望された。⁽¹⁵⁾

自治省としては地元の混乱を傍観できなかったが、市町村合併については内閣総理大臣勧告すら何らの効果を挙げ得ない事例があり行政指導に限界のある

(14) 38年1月15日の岡山県南広域都市建設協議会議事録による。

(15) 議長（総社市長）本日協議する事項は先般7市長が自治省に招致された際の状況及び示された自治省の調停案を報告し、これを中心にしてその取扱い並びに今後の措置について協議していただきたい。本省での状況及び調停案を西大寺市長から報告願いたい。

西大寺市長 小林次官の話は、現状のまゝではデッドロックに乗り上げる。地元関係者からは強硬論や法律論が持ち込まれているが、実際問題としてこれらでは解決しない。私が自治省にいる限り法律論で解決するつもりはないし、解決の途はないと思う。とに角岡山・倉敷両市長がその気になればやれないことはないと思うし、県もこの際裸になって貰いたい。そして事態の解決のために話し合って貰いたいと発言があり、われわれは特に33カ市町村の議決がなされている事実を充分尊重するように解決して欲しいと申し入れ、岡山、倉敷両市長と自治省で大筋の案を出して欲しいと要望して、一応5市長は席を立った。両市長と自治省が協議し、再び全員集合した。自治省の案として、暫定措置として段階合併の案が出た。岡山市を中心とした3市、倉敷市を中心とした4市をもととする2ブロック合併案である。倉敷市長、岡山市長から意見が出たが、次官の意見もあって充分地元で相談してみようということになった。また次の大合併（両ブロックの合併）の時期は、岡山、倉敷、児島を除く4市長はなるべく早期にという意見であり、岡山・倉敷両市長はわずかな期間で決めるには問題があるとの見解で、最終的には明確な線は出なかった。なお自治省の考えは17日の倉敷の選挙告示までになんとかこの案で線を出し、17日の告示も延期して解決して貰いたいとのことであった。（38年1月15日の岡山県南広域都市建設協議会拡大世話人会議事録による。）この日の拡大世話会にも岡山市長、倉敷市長及び倉敷市議会議長は出席していない。

当時衆議院議員であった山崎始男は筆者に「青山の議員宿舎に高橋君が夜たずねてきた。私は三木さんの政治生命がなくなることを心配して収拾策を話し合った。翌日自治省に行き長野君に自治省が調停案を出して貰えぬかとたのんだ。岡山へ帰り知事公舎で御前会議（知事が招集した部長会議）をやっているところで、今からでもおそくないから段階合併案に方針を変えたらどうかといったら、三木さんは『もとさん、あんたは高橋の軍服を着てわしに鉄砲向ける気か』といった。」と語った。

ことを熟知していた。倉敷市には大原が創設した高梁川流域連盟があり高梁川に接する総社、倉敷、玉島を中心とする合併には地元も高橋も強く抵抗しないとの予想と、将来の7市26町村の合併を前提とした段階合併であれば三木の顔を立てることもできると自治省は考えたのであろう⁽¹⁶⁾。しかし、水島を除外して、岡山、玉野、西大寺の3市を中心に合併する案は岡山市が周辺町村を抱え込むデメリットが大きく、寺田はもとより岡山市議会の推進派議員にとっても魅力は乏しかったであろう。三木、寺田、高橋3者のうち最も小林調停案に乗り易いと思われた高橋すら、合併の是非は選挙を通じて住民に問うという形で、予定通り38年1月17日に市長、市議会議員選挙の告示を行い5選出馬を表明した。寺田は自治省との会談から帰任した1月12日の記者会見で小林調停案について「短時間では決められないので4月20日頃を一応の目標として検討を進めたい」⁽¹⁷⁾と気の長い対応振りを見せた。

三木が推進した合併の期限は38年1月13日であり小林が7市の市長を呼び寄せて調停案を示したのは1月11日であった。1月10日には倉敷市選挙管理委員会とは市長と市議会議員選挙の日取りを17日告示、27日投票、28日開票と正式に決定していた⁽¹⁸⁾。この時期に7市26町村の議会がそれぞれ本会議を開きブロック毎の新たな合併議案を提案し議決することは時間的に殆ど不可能であった。自治省は倉敷の選挙告示の延期を要望したが、年を越すと市議会議員は事実上選

(16) 当時自治省行政局長であった佐久間穰は筆者に「省内でいろいろの妥協案を検討した。周辺を除外して岡山と倉敷を合併する案と、岡山中心の合併と倉敷中心の合併をする二極案があったが、岡山と倉敷の合併は困難なことがわかったので、ブロック別に合併し将来両方がさらに合併するという段階合併案の形を示したが、真意はこれをきっかけにして、関係者が冷静になって再検討して貰うことにあった。」と語った。当時副知事であった曾我与三郎は小林調停案について生前筆者に「両眼失明よりはまだましだとは思ったが県としては岡山と倉敷を結ぶ保証がほしかった。」と語った。

(17) 38年1月18日付各紙

(18) 毎日新聞岡山版、38年1月13日

(19) 朝日新聞岡山版、38年1月11日

挙戦に突入していたといっ⁽²⁰⁾てよい。倉敷市の選挙の実施、高橋の5選実現によって7市26町村の一挙大合併による百万都市建設は遂に瓦解した。

7 瓦解以後の経過

(1) 岡山・倉敷両市の市長・議員選挙

倉敷市長及び市議会議員選挙が38年1月27日に行われ高橋の5選と新議員が決定した。合併推進派は市長候補を出さなかつた⁽²¹⁾ため、高橋は対立候補を36,847票引き難して楽勝した。新議員の色分けは合併推進派、反対派ともそれぞれ10名が立候補し推進派は9名、反対派は8名が当選したが推進派の斉藤友人が1月30日に死亡したため次点の反対派の吉田馬太郎が繰上げ当選となった。中立派は2名とも当選し元議員の4名が返り咲いた。新人の13名は殆どが選挙中に段階合併には賛成でも33カ市町村の同時大合併には反対の態度を示していた。大合併を主張していた推進派(18名)は改選によって半減した。⁽²²⁾

前議会における合併反対派議員は38年2月14日の臨時市議会に「県南広域都市の合併議決不執行について」という決議案を上程しようとした。これは合併議決を執行しない事を確認しようとはかったものであったが、合併賛成派反対派とも同調できる決議を求める新人グループの調停により、同日に合併議決を白紙に返す動議が議員全員の署名で提出され全会一致で決議された。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

(20) 当時倉敷市議会の合併反対派議員あった古谷重幸は筆者に「年を越すともう勝負はついたと思った。正月がすむと選挙の方が気になってきた。」と語った。

(21) 自民党の県議会議員で38年当時議長であった天野与市は筆者に「倉敷は大原さんの町でその大原さんの後押しで高橋さんが市長に出るのだから誰が出ても勝味はなかった」と語った。

(22) 毎日新聞岡山版、38年1月29日及び30日、夕刊新聞、38年1月30日

(23) 倉敷市議会の合併反対派議員であった古谷重幸は筆者に「合併推進派はどんな手段を使ってまた合併を煮し返してくるかと疑心暗鬼だったので何か安全装置が必要だと思った。」と語った。

(24) 35番(難波鉄夫君)議長のお許しをいただきましたので只今から動議を提出したいと思います。まず決議案の朗読をいたしたいと思います。

県南広域都市の合併問題については市民に多大の御心配をかけましたが今回新しく

選挙中に「選挙終了後直ちに倉敷市の従来からの主張を骨子として自治省の幹旋案を目指して合併実現に努力する。」と公約していた高橋は38年3月8日の定例議会において、自治省案を尊重して最短距離をもって達成し得る合併は玉島、児島、総社各市との合併であると述べた。⁽²⁵⁾しかし倉敷市議会議員の選挙が終った直後であり、玉島市の市長及び市議会議員選挙も38年4月30日に行われたから4市合併も進展しなかった。

百万都市建設のための広域合併を阻止しようとする寺田の行動に対して、岡山市水道局長の岡崎平夫は批判的であった。⁽²⁷⁾寺田は38年2月6日に岡崎に辞職を勧告した。⁽²⁸⁾岡崎は2月12日に辞表を提出し、14日に自民党県連は岡崎を岡山

構成された議会においては合併議決も白紙に反し新しい視野に立って民意を尊重しながら協力一致最善を尽すことを確認し決議する。(倉敷市議会昭和38年2月14日第1回臨時会会議録30ページ)

(25) 山陽新聞、38年1月20日。

(26) 市長(高橋勇雄君) ……現実の問題として合併を考えた場合には自省案を尊重しながらも、おのずから最短距離をもって達成し得る合併の間にはおのずと限度があると私は考えざるを得ないわけでございます。そのような意味からいたしましてまた将来の倉敷市の進んでゆくべき合併に関する前途を考えますならば倉敷市自体としていかに考えるべきかを再考致しまして得ました結論はやはり少くとも倉敷市といたしましては西のブロックにございます隣を接しております玉島、児島、或は北部の総社、倉敷とこの4市がどこまでも中核体となってしっかりと連けいをもってこの合併の問題に進むべきだという結論をもたざるを得ないのでございます。(倉敷市議会昭和38年3月8日第1回定例会会議録、15～16ページ)

(27) 当時岡山市の水道局長であった岡崎平夫は筆者に「水道行政の経験からも広域行政の必要を痛感していた。岡山や倉敷を中心とする県南部は当時から将来人口が百万近くになると予想されたから計画的な都市作りをするには別々の市町村ではそれぞれ自分の都合ばかり考えるので三木さんのいうように一体にならなければ駄目だと思っていた。寺田さんも初めは積極的だったから百万都市をやるのだなと思っていた。ところが寺田さんは色々な理由をあげて反対するようになった。歴史の必然だといっておきながら途中から反対するのは市民は何のことかわからないから、寺田さんに『条件を出して三木さんと交渉なさってはいかがですか』と進言したら不興を買ってしまった」と語った。

(28) 岡崎は水道局長を辞職して市長選挙に立候補した経緯について筆者に「市内の大安寺の大野地区の水道の竣工式に出たら途中から百万都市の会合に切り変えられて、私にも挨拶せよといわれ簡単に意見を述べた。ところが丁度同じ時にその近くで寺田さんが百万都市反対の演説会をやっていた。翌日寺田さんに呼ばれ話しているうちに論

市長選挙の候補者に推薦することを決定し岡崎は同日正式に出馬を表明した。⁽²⁹⁾
 民社党県連岡山市支部は38年3月12日に岡崎を岡山市長選挙の候補者に推薦した。⁽³⁰⁾
 後述のように38年2月県議会で三木批判の態度を明らかにした社会党は県知事選挙に独自候補を立てることができなかつたから三木県政に対する批判を岡山市長選挙によって示そうとした。⁽³¹⁾
 また三木を中心とする合併推進派は岡崎を当選させることによって百万都市建設が支持されていることを証明しようとした。⁽³²⁾
 しかし岡崎は選挙に臨んでは7項目にわたる公約の中では百万都市にはふれず「広域都市は岡山市の将来の発展に欠くことができない課題だがいますぐ判を押すかどうかはよく研究してみなければわからない、県のマスタープランを軸に市の自主性を守りつつ市民の理解を得て民主的に話し合いを進めたい」⁽³³⁾
⁽³⁴⁾

争になってしまった。市長選挙に出るかどうするかについては決心がつかず、2、3の人に意向を打診したらそれが伝わり、助役の鴻上さんから、『選挙に出るつもりなら、やめてからにしてくれ』といわれた。その翌々日新聞記者が大勢やってきて、『市長が懲戒免職にするとっている』といった、それで決心した。」と語った。

38年春の選挙まで岡山市長であった寺田は岡崎について筆者に「私が交渉して下水道に起債がつくようになると、岡崎君は義弟の藤井代議士に確かめさせて自分勝手に新聞発表する等政治的に動いた。岡崎君は三木さんの百万都市には好意的だった。」と語った。

(29) 山陽新聞、38年2月15日

自民党の県会議員で38年2月当時議長であった天野与市は筆者に「倉敷は高橋さんが再選されたから岡山も寺田さんが再選されればどうにもならぬし、それに岡山市長が社会党の市長では困るので、自然に『寺田を落せ』という空気になった。元市長の横山さんが出るつもりだったが、二人出たのでは共倒れになるから、横山さんは以前落ちているし、それに年もっているので降りて貰った。」と語った。

(30) 朝日新聞岡山版、38年3月13日

(31) 3月17日の社会党岡山県連の支部代表者会議で知事選挙には独自候補を立てないことを決定した。県教組、県高教組、県職組が三木推薦に踏みきったことと候補者難によるためと見られる。(山陽新聞、38年3月18日)

(32) 岡山市長選挙についての座談会で自民党県連幹事長の今井剛は「スローガンは『県政と協力できる市長』です」と発言し、県総評事務局長の鬼丸行弘は「岡山市長選の持つ性格は、三木県政の広域都市構想に最後まで反省を要求した寺田岡山、高橋倉敷両市長にどれだけ信頼が集まるかそれによって三木知事の独走という結果になっても批判は明らかになる」と発言している。(朝日新聞岡山版、38年3月20日及び21日)

(33) 朝日新聞岡山版、38年4月27日

(34) 朝日新聞岡山版、38年4月25日

と語り百万都市建設には慎重な態度をとっている。岡山市長選挙は38年4月20日に告示され投票は4月30日に行われた。選挙戦は当初現職の強味を発揮した寺田の優勢が伝えられていたが投票日直前の2日間三木が街頭で岡崎を積極的⁽³⁵⁾に応援したことも効果を挙げて、開票結果は岡崎70,178票、寺田61,942票であった。岡崎は新市長としての抱負を語った中で百万都市については「差し当っての大きな仕事は県南広域都市問題だが良く市民の声を聞いて慎重に進めるが私の任期中には是非完成させるつもりだ⁽³⁶⁾」と述べている。

岡崎は市長に就任すると、市議会で百万都市建設のための広域合併についての態度を明らかにせよと迫られた。岡崎は38年6月15日に最初の所信表明の中で選挙によって市民の意向が示されたとして、「一地域の目先の小さな利害を捨てて広い視野に立って広域都市を建設し産業を育成しその強いエネルギーをもとにして産業間、地域間、階級間の格差を是正しもって市民の福祉と民生の安定をはかることが時代の要請となっておりますので、今後積極的にこの問題と取り組んでまいりたいと思うのでございます。」⁽³⁷⁾と述べた。これに対して明政クラブの井上正光は38年6月19日に市長の在任中に、或は本年度やるつも

(35) 三木の岡崎への応援の様子は新聞は次のように報道した。「三木知事は28日午後3時から岡崎候補の車に同乗岡山駅前から市内を回り『県南広域都市は県の発展のためには是非やらねばならない問題だ』と応援演説したあと岡崎候補と表八カ町を歩き市民に訴えた。」（朝日新聞岡山版、38年4月29日）当時岡山市水道局長を辞職して市長選挙に立候補した岡崎平夫は筆者に「三木さんに立候補の挨拶をしたら、三木さんは応援するともしないともいわれなかった。三木さんの周辺には副知事の曽我さんや商工会議所会頭の工藤さんをおす動きがあったから私を応援するとはっきりはいい難かったと思う。選挙の最中に間に立つ人から、三木さんが『皆が岡崎君の車に乗れ乗れというが、岡崎君からは何ともいってこないではないか、乗ると岡崎君は迷惑するのじゃないか』といっているといわれたので、乗って貰うと三木さんが迷惑だろうと思って遠慮しているのだと答えた。それで最後の2日間三木さんは私の車に乗って応援して下さい。当選できたのは三木さんのおかげだ。」と語った。

三木の岡崎への応援について寺田と寺田の助役であった鴻上が語った内容については第8巻第1号41ページの注(38)を参照のこと。

(36) 朝日新聞岡山版、38年5月2日

(37) 昭和38年6月定例岡山市議会会議録、1号、16ページ

りか、来年度やるつもりか⁽³⁸⁾」と質問し岡崎は「新産業都市指定後に県の事業計画に岡山市の長期振興計画を盛り込んで貰って市民、市会の理解を得ながら進めたい⁽³⁹⁾」と答弁したが井上は重ねて「県南広域都市の問題について、これはもう大変ばかされている。……今年やるんだ来年やるんだいや4年先にもう一ぺん選挙をするんだというようないろいろお考えがあるんじゃないか、そうするとまあ思い切って端的に一つ話してもらいたい⁽⁴⁰⁾」と再質問したものの岡崎は「いつどうしてどうというあまりにこういう膨大な問題をまだ勉強の充分足りない、見通しは一応つけておりますが、十分足りない私がここで明確に申し上げることはいささかどうかと思えます。」と答弁した。さらに合併推進派の中心的議員であった磯村幸助が38年6月19日に県南広域都市のためには少なくとも回れ右をするかしないかということをおの席でびしゃっと私はお尋ねしたい⁽⁴²⁾と発言したのに対し岡崎は「百万都市は必然であるという考え方を持っております。……既にこの問題につきましてはまあ議決もされました。しかしこの議決は1月13日という議決でございますからその効力云々は別と致しまして私も私はこうした精神はあくまで尊重していきたいというつもりでございます。」⁽⁴³⁾と答弁した。38年6月20日には社会党の新人議員谷村義実が「新聞によると合併は早い程よい早ければ早い程市民福祉は増進すると述べているがどういう根拠でそういう結論を出したのか、また任期中に完成させるつもりだということも述べているがその具体的プログラムはどうなっておるのか⁽⁴⁴⁾」と質問したところ岡崎は「早い程よいということを一一般論として申し上げた。……任期中に完成したいといったのは私の一つの意欲を申し上げたわけでございます。」と答⁽⁴⁵⁾

(38) 前掲会議録、2号、5ページ

(39) 前掲会議録、2号、11～12ページ

(40) 前掲会議録、2号、15ページ

(41) 前掲会議録、2号、18ページ

(42) 前掲会議録、2号、25ページ

(43) 前掲会議録、2号、31ページ

(44) 前掲会議録、3号、6～7ページ

(45) 前掲会議録、3号、12～13ページ

弁した。谷村が「一体市長は合併をほんとうにやる腹なのか或はそういうポーズをとりながら最終的にはやらないという腹なのか私どもは非常にその理解に苦しむわけであります。」と再質問したのに対して岡崎は「私はもし許されるならば皆さんの御協力がいただけるならば任期中に広域都市を実現するよう努力していきたいということを申し上げる次第でございます。」と答弁した。⁽⁴⁶⁾
合併推進派反対派いずれからの質問に対しても岡崎は具体的な答弁は行わず、議員から「新しい市長さんはいわゆる慎重派ということになるんじゃないだろうか」⁽⁴⁷⁾といわれたほど慎重な答弁に終始した。⁽⁴⁸⁾

(2)高橋の辞任と三木の急逝

38年1月に倉敷市長と市議会議員の選挙が実施されて、33カ市町村の一挙合併が事実上瓦解した事が明らかになると、県議会における社会党は次第に野党化のきざしを見せ始め三木の責任を追求し広域合併をも批判するようになって

(46) 前掲会議録、3号、23ページ

(47) 前掲会議録、3号、25ページ

(48) 前掲会議録、4号、8ページ

(49) 社会党の藤本剛平は38年3月5日の県議会の質問の中で「私は結論としてこの県南広域都市の問題は目的は立派であったけれども手段方法に大きな過ちをした。そのためにこの問題は失敗した。このように断定せざるを得ないのでありまして、この知事の政治責任というものはきわめて重大である。知事はその政治責任をどのようにとられようとするのかこの点について御答弁をいただきたいのでございます。」と述べ、これに対して三木は「私自身も非常におう惱いたしました。……いろいろと考えた結果ただ責任をとるという自分の職を投げ打つということだけが解決の方法ではあるまいそのように考え、いま私はその始末をするということも責任をとるうちではないかというように考えておるのでございまして……」と答弁している。(昭和38年2月定例岡山県議会会議録第2号、42ページ及び58ページ)

社会党の白髭勝彦は38年3月8日の県議会での質問の中で「この33カ市町村の合併の結果が失敗に終わったということについてことに岡山あるいは倉敷あるいは児島の3市長にその責任がすべて帰せられておるような感をいだくのであります。この点は私は是非われわれといたしましても訂正していただきたいこれにはやはり原因があったと、勿論議会が議決したものを市長として執行しないということは好ましいことではないのでありますけれども、やはり原因があったと……われわれといたしまして寺田市長とか高橋市長とか中塚市長とかいうものがただ執行しなかったからいけないんだというような、そのようなやはり偏ばな考え方というものを訂正してまいりたいと

きた。38年3月23日に告示され4月17日に投票が行われた岡山県知事選挙においては社会党は独自候補を立てなかったものの三木を推薦しなかった。三木は初当選した26年4月の選挙では社会党の推薦を受けたが、38年4月選挙では自民党と民社党の推薦によって立候補した。対立候補が共産党の豊田秀男のみであったため592,374票⁽⁵⁰⁾の大差で当選した。倉敷市長には合併を阻止した高橋が5選されていたが、三木は知事選挙においては県南広域都市の建設を公約した。38年1月13日を期した33カ市町村合併が流産してからかなりの時日が経過し合併実現をめぐる攻防の熱気も沈静した後も新産業都市の指定が延び延びになったこともあって、38年12月の県議会では依然として百万都市が取り上げられた。「全地域の合併か或は部分合併か」⁽⁵¹⁾との議員の質問に対し三木は「今日

思うのですが、この点につきましての所見も伺いたいと思うのでございます。」と述べている。これに対して三木は「33カ市長村の議会もすべて議決をしてくださった、史上でこのような歴史的な事件はないだろうというほど皆さん中央におきましても関心をもってくださった。それが最後の一挙動において足踏みをせざるを得なかった。このことについては、私は余儀なき事情であると思わざる障害であるとかいうことじゃない。ともあれこの百万都市丸という船の船長は議会の御指導もいただきながら私が船長であった。目的地に到達できなんだことはまことに申し訳ないんだということを私は申し上げておたわけでございます。そしてそのことについては私はかつてこの全員協議会の席上でも申し上げましたように、ウイルソンが国際連盟を作ってそして母国に引き上げたときに、母国の外交委員長の策謀によってこれは批准が成立しなかった。そのときウイルソンは暮夜ひそかに目を覚まして号泣したという。その同じ気持なんだということを申し上げました。……合併が足踏みをしたということについて、3市長のみに責任を帰せられているらしいけれども、原因もあるんだから、従って私は不執行が好ましいことではないと思うけれども3市長だけに責任を帰するなということでございます。私は私自身の気持はどうだといわれるならばそんなことはこの議場で個人の気持を申し上げるべきではない私は率直に申し上げますならば別に人を憎んでおるわけではございません、しかし原因があったんだから何をしてもいいんだというような幼稚なりくつは通らないわけでありまして、それはいわば刑法的のもののいい方をするならば情状酌量の余地はあるわけ、情状酌量論というのはありますでありましょう、まあとにかくこのことについては、私は後世の史家に批判してもらえばいいことで前向きに考えなきゃいかんのだ、私自身も長泣きをしたくないそのように考えておるのでございます。」と答弁している。(昭和38年2月定例岡山県議会会議録第5号、38ページ及び41～42ページ)

(50) 朝日新聞岡山版、38年4月19日

(51) 38年12月18日の県議会における中島憲二の質問(昭和38年12月定例岡山県議会会議録、第2号、23ページ)

もなお私としてはいままでのとおりにやりたい、そのように考えております。⁽⁵²⁾」と答えている。備前ブロックと備中ブロックにわけた自治省の段階合併案については副知事の曾我が既に県議会において「2ブロック案というものは当時の合併がある段階まできて、いよいよこれ以上進めるのが、まあ非常にむずかしい段階にきたという一つの時の自治省の調停案といいますかあっせん案、試案といえますか、そういう風なことで、それしもどうも空しく消え去ったという今の段階からみて、矢張りこれは自治省当局としても矢張りあれはあの時のあっせん案であったんだということもはっきりおっしゃっておるようなことでございまして矢張り33というものをいろいろの形で一つピーアールもし十分な御理解を得てそしてやって行く。いたずらな段階合併案ということがかえて混乱のもとにもなるのではないかという風なことも考えるわけでございます。」と答弁し県としては33カ市町村の一挙合併を目標にしていることを明らかにした。

三木は38年5月10日に企画部内に広域行政調査室を新設し、広域行政（広域合併）に関する調査研究と新産業都市の基本計画、実施計画の策定に関する事務を所管させた。⁽⁵⁴⁾三木が依然として33カ市町村の同時合併による百万都市建設に意欲を持っていることに対して県議会で自民党の宮原義久は地方開発事業団の設置を盛り込んだ自治法の改正により33カ市町村の合併を主張する根拠は失われたと主張しさらに、土俵ですもうを取るのはあくまで両市長であり知事は行司の立場を忘れ軍配を捨て自らすもうをとってはならないとの批判に対してどう思うかと質問したところ、三木は地方開発事業団方式については「大体は一部事務組合と似たようなものでございます。つまりその背後にあるものは市

(52) 前掲会議録、第2号、27ページ

(53) 昭和38年7月定例岡山県議会会議録、第2号、48ページ

(54) 広域行政だより№1、4ページ（38年7月1日）

初代の広域行政調査室長であった小野年之は筆者に「合併反対派の人達から財政見通しについて批判された事で知事さんは困っておられた。いざ合併となった時に具体的に説明できるよう資料を分析して研究せよ、抽象論はもうよいといわれた。」と語った。

(55) 昭和38年12月定例岡山県議会会議録、第3号、4～5ページ

町村であります。その市町村の同意と協力とがなければこれは進められないわけであります。そういう点では財布を異にした市町村が多少違う利害の上に立っている。というようなこと或はまた局地的な考え方が支配されがちであるというようなこと、そういうことはやっぱり依然として残ってくるわけでございます。従いまして私は開発事業団方式が悪いとはいいませんけれども、それは合併ができない場合に考えるべきことであると、私としては考えておるわけでございます。」と答え、三木の強引な合併推進を批判したすもうの例については「土俵に上がったのは私だけで、かんじんの者が上がってこん、こりゃ行司の不徳のいたすところ……私は行司で土俵に上がってもう長い間土俵に上がっております。とうとうすもう取りが上がってくれない、誠に不徳の致すところでございます。」⁽⁵⁶⁾と答弁している。

三木としては、33カ市町村が議決した合併議決は依然として生きているのであり只岡山・倉敷両市長が議決を執行しない（児島市長も追隨した）ため合併が足踏みしているとみていたから、岡山市長に三木の後押しで岡崎が当選した以上、高橋を屈服させれば合併は実現すると考えていたであろう。

三木が高橋を屈服させようとして何らかの手段をとったかは明らかでないが、高橋は39年9月21日に突然辞職届を市議会議長に提出した。⁽⁵⁸⁾高橋が辞職し

(56) 前掲会議録、第3号、8～10ページ

(57) 当時県の総務部長であった荒木栄悦は筆者に「2度やって2度とも失敗したらほんとうに三木さんの命取りになるから、私達はもう合併にはふれないようにしていた。」と語った。また当時県議会の議長であった天野与市は筆者に「県議会でも岡山・倉敷の市議会でも選挙があったからもう合併は無理だと思った。」と語った。38年5月に県の広域行政調査室の室長となった小野年之は筆者に「市町村当局も議会の方もすっかり熱はさめていた。ただ知事さんだけがあきらめきれずにいた。知事さん一人が孤立していた。」と語った。

(58) 高橋の辞任表明について地元紙は次のように報道している。「高橋市長は20日午後6時保津助役、間野収入役を呼んで『明日辞表を出す』と辞意を表明21日朝は緊急部長会議で各部長に知らせたあと尾高議長をたずねて辞職届けを提出して午前11時から記者会見で公表した。辞職に当って高橋市長は①県南広域都市合併問題の収拾策として昨年一月当時の自治省事務次官小林与三次氏が出した備中ブロック合併がきょうまで実現しなかった②かねてから市長の任期が長過ぎることは好ましくないので辞職を考えており既に15年7カ月にわたって市長を務め心身ともに疲れたため今が辞職の時

たのは年度の途中であり新しい市長には自民党の県議会議員で県議会の広域都市建設調査特別小委員会の委員長であった大山茂樹が39年11月6日に当選し県と倉敷市との間は改善されたから、倉敷市の財政資料によって県の倉敷市への⁽⁵⁹⁾圧力の有無を断定することはできないが、倉敷市の普通会計歳入決算額を37年度、38年度及び39年度について比較すると第18表に示すように38年度は県支出金と市債の額が減少している。また37年度と38年度の歳出額とその財源を比較すると第19表に示すように県支出金による普通建設事業費は37年度の1,189万5,000円が38年度は222万7,000に減少しており、地方債による普通建設事業費は37年度の6,860万円が38年度には4,580万円に減少している。さらに倉敷市都市開発期成会の決算書によると、第20表に示すように38年度で最も多くの事業を行っている。事業内容は道路・橋梁新設改良工事、都市計画事業、下水道築造工事、幼稚園・小・中学校用地収得・校舎新築工事、保育所新築工事、住宅団地造成工事等であり、倉敷市の一般会計、特別会計で行うべき事業を財源難のため肩代りしたものと考えられる、高橋は合併議決の不執行によって三木と不仲になったまゝでは県の協力が得られずこのまゝでは倉敷市は財政的に行詰まると判断したことも一因となって、突然辞職したとも考えられないことは

機だと判断したと辞職の理由を明らかにしている。」（山陽新聞、39年9月22日）

（59）山陽新聞、39年11月7日

（60）当時県の総務部長であった荒木栄悦は筆者に「財政的に県が倉敷市に圧力をかけたという事はない。」と語った。38年5月に県の広域行政調査室長となった小野年之は筆者に「当時は、『倉敷が勝手な事をするのならお灸をすえてやれ』という雰囲気だった。」と語った。当時県の地方課行政指導係長であった三宅茂は筆者に「懲らしめてやれと思う人があっても、実際問題として極端な行政をやれるわけではなかったから公正にやっていた。ただ倉敷市の方で事業規模を多少自重したという事はあったかもしれない。」と筆者に語った。

当時倉敷市の企画室長であった今城松二郎は筆者に「合併流産後は県庁へ行っても倉敷のことには協力してくれないようになり困った。」と語った。当時倉敷市財政部次長であった青木素夫は筆者に「県から協力が得られず困るという実害より、何しに來たかという目で見られるそのムードがこたえた。地方課長は自治省出身の渡辺さんでもともと大合併には内心批判的な人だったから財政面で地方課から特にきびしい扱いを受けたとは思わなかったが、財政問題まで行く以前の実施事業の交渉段階で各事業課の者は県庁に行くのをいやがっていた。」と語った。

ない。入院中に「高橋辞任」のニュースを聞いた三木は秘書の信朝と百万都市について長い時間話⁽⁶¹⁾し込み、午後7時頃岡崎⁽⁶²⁾に会ったが、午後8時17分に急逝した。三木の急逝によって百万都市建設は完全に瓦解しその後再びこの建設運動⁽⁶³⁾が起こることはなかった。

第18表 倉敷市普通会計歳入決算額

(単位千円)

区 分	37 年 度	38 年 度	39 年 度
地 方 税	1,034,310	1,240,680	1,429,475
地方譲与税	10,598	15,365	35,496
地方交付税	4,434	2,505	15,112
国庫支出金	254,426	316,230	417,790
県 支 出 金	48,506	41,254	60,669
分担金負担金	7,484	10,976	153,535
使用料手数料	36,446	39,784	59,206
繰 入 金	19,264	72	3,000
地 方 債	94,600	45,800	121,400
繰 越 金	32,378	15,865	31,338
財 産 収 入	45,316	84,860	16,289
そ の 他	77,549	63,171	107,291
合 計	1,665,311	1,876,562	2,441,601

出所 倉敷市財政課

(61) 故岡山県知事三木行治顕彰会『私なき献身・三木行治の生涯』昭和41年、326ページ

(62) 当日三木を見舞った岡山市長の岡崎は筆者に「たまたま三木さんを見舞に行ったら、三木さんの方でも私を探していた。三木さんが『高橋君がやめた。百万都市はどうするか』といわれた。私が新しい理論構成をしますから、早く元気になって下さい」といって帰った。帰って30分位したら、電話で三木さんがなくなれたという知らせがあった。」と語った。

(63) 38年5月から岡山市長の職にある岡崎は筆者に「私のように対等の地位にある者が倉敷市に合併を呼びかけても絶対に実現しないと思う。33カ市町村議会を合併にまとめたのは三木さんだからできたので、他の人では決してできない。」と語った。

第19表 倉敷市普通会計歳出入内訳及び財源内訳37年度38年度比較表

(単位千円)

歳 出 区 分	歳出額	歳 出 額 の 財 源 内 訳					
		国庫支出金	県支出金	使用料手数料	地方債	税 等	その他
人 件 費	448,972 520,205	7,389 2,591	2,317 3,413	16,971 18,004		419,268 493,432	3,027 2,765
物 件 費	126,245 137,002	7,413 5,909	10,624 8,060	2,235 4,690		102,345 113,730	3,628 4,613
維持補修費	77,373 51,874	114 76	250 238	4,756 2,231		57,686 35,997	14,567 13,332
扶 助 費	139,663 186,972	105,031 146,625	3,529 4,456	901		26,802 30,670	3,400 5,221
補 助 費 等	70,275 264,398	476 1,815	7,670 10,473	3,103 4,319		47,702 242,801	11,324 4,990
普通建設事業費	461,738 359,790	64,509 87,526	11,895 2,227	1,338 7,613	68,600 45,800	265,177 136,349	50,219 80,275
(補助事業)	227,513 203,421	64,509 87,526	271 150	1,338 7,239	59,900 38,210	95,608 60,344	5,887 9,952
(単独事業)	183,644 113,220		11,624 2,077		2,000 7,590	125,688 60,104	44,332 43,075
(県営事業)	50,581 43,149				6,700	43,881 15,901	0 27,248
災害復旧事業費	4,935 16,563		1,234			3,701 3,040	0 11,207
失業対策事業費	156,567 166,531	67,734 71,688	5,924 6,757			81,668 86,214	1,241 1,872
公 債 費	63,614 75,981			6,501 2,927		50,500 65,290	6,613 7,764
そ の 他	100,064 65,908				26,000	35,109 40,869	38,955 25,039
歳 出 合 計	1,649,446 1,845,224	252,666 316,230	43,443 37,940	35,805 39,784	94,600 45,800	1,089,958 1,248,392	132,974 157,078
歳 入 振 替	0 0	1,760	5,063 3,314	641		△56,481 △21,180	49,017 17,866
歳 計 剰 余 金	15,865 31,338					15,865 31,338	
歳 入 額	1,665,311 1,876,562	254,426 316,230	48,506 41,254	36,446 39,784	94,600 45,800	1,049,342 1,258,550	181,991 174,924

注 1. 金額の上段は37年度、下段は38年度を示す。

2. 財源内訳の「その他」は分担金・負担金・寄附金等、財産収入、繰入金、雑収入、繰越金の合計を示す。

3. 歳出区分の「その他」は積立金、出資金、貸付金、繰出金の合計を示す。

4. () の金額は内数を示す。

5. 倉敷市財政課の資料によって作成した。

第20表 倉敷市都市開発期成会歳入歳出決算額年度別一覧表

(単位千円)

	36 年 度	37 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度
歳 入 額	251,110,688	473,668,168	512,573,024	1,273,299,754	943,600,000
歳 出 額	202,840,783	378,533,283	438,141,476	329,699,754	943,600,000
差 引 残 額	48,269,905	95,134,885	74,431,548	943,600,000	0

(注) 歳入はすべて市中銀行からの借入金である。但し39年度には倉敷市一般会計からの補償金935,711,014円が含まれている。

歳出は土木費、教育費、社会労働施設費、保健衛生費等である。但し39年度、40年度は借入金償還金である。

(出所) 倉敷市都市開発期成会各年度歳入歳出決算書

(3) 瓦解の原因

岡山・倉敷両市を中心とする県南部の7市26町村（その後の合併で現在は4市13町村）を合併し1つの市とする構想は、その範囲が香川県の面積に近く東端の牛窓町から西端の鴨方町まで約60キロメートルありほぼ岡山市から県北の津山市までの距離に相当するので、聞く者を驚かせるに充分である。この構想を実現するには先づこの広範囲な市町村を何故合併させねばならないかについて、隣接する市町村間の相互協力も県の調整も殆ど不可能に近い程困難であり、合併こそが唯一最善の方法であると力説し説得しなければならない点がそもそも困難な問題であった。つまりこの合併は住民の間から盛り上げる合併ではなく、住民を説得し納得させねばならない合併であった。この合併を発案し推進した三木が説いた「太陽と緑と空間の自然の恵みを享受できる理想都市」の建設に賛同する者も、その理想都市は県が関係市町村を相互に協力させて建設すべきものとは理解しても、何故関係市町村が合併しなければならないかを理解するのは困難であったであろう。都市の自然的な膨張に先行して理想的な都市を計画的に建設する必要を痛感し、計画的都市建設は関係市町村の合併によるのが最も容易であると考えた者にとっても、何故その範囲が7市26町村にも及ぶか

については容易に納得できなかったであろう。岡山県南広域都市の建設は水島の工業化に伴う県南部の都市化に先行して太陽と緑と空間に恵まれた都市を建設するだけでなく、県南に人口百万の都市を建設することに特色があった。計画区域内の人口が30万や40万では100万都市の建設を提唱することはできない。100万都市を提唱するには既存の人口がほぼ100万に近くなければ嘲笑を買うに終るであろう。従って百万都市を建設しようとすれば人口規模から一定の区域が計画されざるを得ない。勿論岡山県南広域都市は人口規模からだけで区域が設定されたわけではない。前述（第7巻第2号、15～17ページ）のようにその範囲は水島及び岡山市南部に造成される臨海工業地帯の背後地として考えられたものである。水島工業地帯の造成に献身した三木は、水島工業地帯における生産増加が引き起こす所得の増加及び税金の増加が波及する範囲が7市26町村に広がると期待することに矛盾を感じなかったであろう。

岡山県南地域は吉井川、旭川、高梁川の3大河川により形成された中国地方最大の岡山平野に位置し南部は瀬戸内海に面し、用地、用水、港湾に恵まれ、岡山市を中心にして西大寺、玉野、児島、倉敷、玉島、総社の各市が相互に近接しつつ環状に位置している。従って三木の百万都市構想以前にも前述（第7巻第2号、10ページ）のように山陽新聞が大岡山市の建設を提唱した。岡山平野の自然条件に注目し水島工業地帯の発展に期待し生活環境の整備された都市の出現を待望するならば、計画的都市建設に意欲を燃やすのは当然である。問題は範囲であり方法である。三木の百万都市構想は余りにも広大であった。母都市を中心とし周辺の市町村を含めて計画的に都市を整備する場合、産業配置・住宅建設・道路・交通等についての土地利用や、上下水道、ごみ・し尿処理、教育、厚生、レクリエーション等の施設の設置や管理のために国の出先機関や県、市町村が相互に協力しこれらの事業の計画的・一体的な処理に当らねばならぬ必要が多いであろう。

当時県の企画室長であった森清は「広域都市内に広大な田園緑地を含み或はある地区に観光地帯としての性格をもたせようとするような場合においては、

これらが単独の行政体として独立している限りこのような計画を納得する筈がない。各市町村はその財源を確保せんがためにこぞって企業誘致を望むにちがいない。各都市が特色ある性格をもちながらそれらが有機的に結合するという広域多核都市を造るためには関係地域が財布を一つにしてこれらの地域に対する公共投資を保障するよう配慮しなければならない。⁽⁶⁴⁾と述べている。

一定の地域について広域都市圏を設定した場合に、圏域内の市町村はいかにして相互に協調しつつ圏域を一体的な都市として整備することが可能であろうか。広域都市圏には、当時自治省にいた長野が指摘したように広域都市圏の一体としての経営が不可欠な機能と、圏域内の小地域社会に即した内部的個別的な機能とが要求される。前者の機能を重視すれば、一部事務組合、協議会、都市連合等の市町村相互間の協力方式はその効率の悪さが目につき、合併こそが最も効果的に目的を達成すると考えられるであろうし、後者を重視すれば行政は住民に可能な限り密着して行われねばならないから市町村合併は極力避けねばならぬものと考えられるであろう。広域都市圏における圏域の一体的都市経

(64) 森清「岡山県南広域都市建設計画について」『地方自治』第180号、37年12月、38ページ

(65) 長野士郎「都市の広域化と地方自治」『都市問題』37年6月号、17～23ページ

(66) 36年当時兵庫県地方課長であった本庄幸人は阪神都市連合について次のように書いている。「大阪、神戸の2大都市間に介在する衛星都市としての尼崎、伊丹、西宮、芦屋、宝塚、川西、猪名川の6市1町は人口百万になんなんとして、連たん市街地は地域の殆んど全域に及んでいる。…私どもはそこでこの地域全体を通ずる合併にかわる行政の能率の上る方法はないか、個々の都市が競争ではなくして協力してやってゆける仕組みはないかと考えてみた。……現行法律にはないがトロントのような阪神都市連合を組織し、これを阪神広域行政都市協議会と名づけた。……この協議会は施設の共同化に最重点を置いて今までの無用の競争を排するとともによい施設を互に費用を分担することによって安く造ろうということで、その推進の機関として作られた。構成団体が協力して処理する事業としては上下水道、し尿じんあい処理、病院、学校、公園、社会福祉施設等をあげ、協議会はこれらの共同化計画の策定と実施の促進をはかることにしている。唯残念なことに、協議会はトロントのような法律に基づく法人格をもった機関でないために、ここできまったことが直ちに実行に移せず、又その能力もないということである。阪神間焦眉の急であるし尿処理施設の位置が協議会では満場一致で尼崎地区に決定されたのにもかかわらず、尼崎市議会で否決されたことは、協議会の前途を暗くするもの、といわなければならない。」(本庄幸人「地方団体の協力方式について」『自治研究』第37巻、第12号、36年12月、77～80ページ)

營こそ県の役割であり、圏域内の各地域に即した個別的な都市経営はそれぞれの市町村の役割であるとするのはいかにも明快であるかの如くであるが机上の理論に過ぎず、県が広域都市圏内の各市町村を相互に協調させ得るのはせいぜいマスタープラン作りの段階までであって、実施段階では県が圏域内の各市町村を強力に指導することは極めて困難である。岡山県南広域都市の建設は三木が強調したように太陽と緑と空間に恵まれた理想的都市の建設であり、その内容は産業基盤整備から生活基盤整備にわたり圏域内の殆どすべての公共投資を網羅しており、県勢振興計画県南版に相当したから、10年もしくはそれ以上の計画期間にわたって、多様な項目のすべてについて県と国の出先機関や関係市町村が相互に協議しつつ事業を実施することは極めて困難であろう。仮りにあえて県がそれを実施すれば、県土全体に責任を持つ県が県南広域都市圏についてのみ手厚い行政を実施するとの非難を受けるであろう。百万都市に予定されていた7市26町村は39年1月に新産業都市に指定されたが指定を受けた市町村が相互に協議したのは新産業都市建設基本計画を策定した時だけであって、その後毎年建設協議会もしくは専門小委員会を開催して基本計画の改訂或は実施計画を作成しているわけではない。指定を受けた新産業都市内の各市町村は、指定を受けなかった一般の市町村と同様に個別的に県又は国と協議して公共事業を実施している。この点から見れば新産業都市建設促進法はせいぜい新産業地帯建設を促進したに過ぎず、広域的な都市の一体的建設を促進したわけではない。

広域都市圏に要求される機能について当時三木は十分に認識していたであろう。三木は広域都市圏の一体としての経営には合併こそが最適の方法であると確信し、一方圏域内の各地域の個別的な都市経営については、県南広域都市が政令指定都市として指定を受け⁽⁶⁷⁾区制を施行⁽⁶⁸⁾することによって住民に対する行政サ

(67) 第8巻第1号38ページの注31に示した県議会における三木の発言を参照のこと。

(68) 区役所等の設置については、暫定措置として合併前の7市を中心に7行政区を設け、旧各市役所を区役所として設置し、機構は人口、面積、事務量等に応じて考慮す

ービスの低下を避け得ると考えた。

県南広域都市圏の一体的な都市経営についての問題の焦点は財政問題であろう。三木は県議会で「自分の単位市の方が先行するということになるのはこれはまあ当然の心理学の問題であろうと思うのでございますが、そういうわけではなかなかなか一貫した仕事やりにくい。岡山県を例にとってみましても、岡山県の町村で自分の自由に使える金を500万もっておるというくらいなところが普通でございます。そうしますというとそれじゃ一つ縦貫道をつくろう、環状線をつくろう、あるいは共同でし尿処理場をつくろうじゃないかというても、わたし方では、この自己財源をこういうことに使うことに前からの関係があるんだと、従って地元負担はできん、分担はできんぞというようなことになり易い。……だから私達は同時合併、合併方式でやろう、そういう風にやりたい、こう考えておるのでございます。」⁽⁶⁹⁾と述べている。前掲の森の論文に記してある「財布を一つに」というのが合併の真の狙いであったと見てよいであろう。水島地区における税収の推移を岡山県南広域都市計画の目標年次であった45年度までについて示すと第21表のとおりである。三木が期待したように税収の増加は著しい。35年度から45年度までの累計額2,869億5,000万円のうち国税は2,559億7,700万円で89.21パーセントを占めている。第21表に示した国税は水島地区における税務署が徴収した国税のみである。水島に立地した企業の殆どすべてが県外に本社を置く企業であるから、本社が一括して納入する法人税を事業税におけると同様な基準で水島の工場へ配賦すれば水島地区に工場が立地したことによって増収となった国税は一層増加するのである

るも標準的なものとして1室3部11課程度とするものとする。合併前の町村役場はこれを支所として設置し所管区域は合併前のそれぞれの町村の区域とする。支所の機構については標準的なものとして1室4課程度とするもの規模により考慮するものとする。ただし合併前の各市の区域については、支所を設置せず、区役所において直接事務を管理執行するものとし、合併前の各市町村の支所等は出張所又は連絡所として存置するものとする。(岡山県南広域都市建設協議会『岡山県南広域都市建設の概要』37年12月、17～18ページ)

(69) 岡山県議会37年6月定例会議会議録、第1号、19ページ

う、水島地区からの税収のほぼ9割が国税によって占められることを果して三木は予想していたであろうか、それはともかくとして、三木の説く「財布を一つにして」という場合の市税は192億4,700万円で県税の117億2,600万円の1.6倍に達している。三木の狙いは水島からの税収を7市26カ町村からなる県南広域都市の都市整備に使用することにあって、つまり水島からの税収を倉敷市が独占することを阻止しようとしたのである。前述（第8巻第1号、38ページ）のように大規模償却資産についての固定資産税は市町村の規模に従って一定額以上は県に吸い上げとなるが、政令指定都市であれば全額市の収入となる。この三木の意図を認識した高橋は固定資産税を手放すまいとして三木に頑強に抵抗した。三木と高橋との抗争はたぶん固定資産税の争奪という面があったが、一方三木は中央に対しては公共投資の資金を獲得しようとして、人口百万の単一都市を建設し新産業都市の第1号の指定を受けさらに政令指定都市の指定を受けようとし、新産業都市建設促進法の施行に合せて7市26カ町村の一挙合併を遮二無二急いだ。わが国の先進地は山岳列島であるわが国土における数少い立地条件に恵まれた地域である。そこにはまとまった平坦地と豊富な水量の河川と天然の良港がある。用地、用水、港湾に恵まれており、なるべくして先進地となったといえる面がある。しかし特に関東地方の場合はその地域の持つ立地条件に加えてさらに全国から人材と資金と物財がそこへ集中している。先進地の繁栄は決して先進地の自然条件及び先進地自体の努力によってのみ築かれたものではなく、全国各地の協力ないし犠牲によるものである。三木は地方の知事として中央の政策に対する激しい闘志から水島工業地帯への大企業の誘致に奔走し、成立をみた新産業都市建設促進法によって中央から資金を引き出そうとしたのである。三木は県議会で「今度の場合は新産都法によりますところの巨大なる公共投資、或は開発銀行その他の投資が得られるということになっておるわけであります。……一応政府が考えておりますのは鶴崎の海面埋立工事用地500万坪という位なところを考えておるわけです。まあですから水島ならその3倍近くあるわけですが、しかし、とにかくそれに対する公共投資はおお

第21表 水 島 地

年 度		35	36	37	38	39	
税 目 別							
国	法 人 税	208	325	335	315	514	
	所 得 税	88	120	128	159	232	
	関 税	250	785	2,051	3,395	3,853	
	揮 発 油 税	—	3,223	7,727	7,802	8,591	
	物 品 税	—	—	99	365	347	
	と ん 税	—	—	8	12	28	
	小 計 (A)	546	4,453	10,348	12,048	13,565	
地 方 税	県 税	県 民 税(法人)	11	18	18	17	29
		事 業 税(法人)	73	116	130	127	192
		不 動 産 取 得 税	6	35	58	24	33
		娯 楽 施 設 利 用 税	6	8	8	7	4
		自 動 車 税	15	20	25	31	18
		軽 油 取 引 税	19	33	34	65	49
	市 税 お よ び 譲 与 税	小 計	130	230	273	271	325
		市 民 税(個人)	10	42	71	87	114
		市 民 税(法人)	21	28	30	30	46
		固 定 資 産 税	84	107	285	412	457
		軽 自 動 車 税	—	—	—	—	—
		た ば こ 消 費 税	1	1	2	2	4
		電 気 ガ ス 税	41	45	37	36	43
		都 市 計 画 税	2	5	8	12	15
		特 別 と ん 譲 与 税	—	—	11	15	35
小 計	159	228	444	594	714		
合 計 (B)		289	458	717	865	1,039	
総 計		835	4,911	11,065	12,913	14,604	
国税対地方税の比率 (A/B)		1.89	9.72	14.43	13.93	13.06	

注 1. 対象企業は水島地区立地企業である。

2. とん税については、特別とん譲与税より推計（特別とん譲与税×約0.8＝とん税）

出所 岡山県総務部税務課

区 税 収 推 移

(単位百万円)

40	41	42	43	44	45	35～45 計
691	1,281	2,621	3,086	4,775	3,922	18,073
322	371	507	1,612	2,010	6,082	11,631
4,442	5,887	9,013	6,267	11,289	14,059	61,291
11,862	13,598	22,000	22,110	26,213	26,297	149,423
727	870	1,900	2,619	3,058	4,722	14,707
34	46	71	93	120	440	852
18,078	22,053	36,112	35,787	47,465	55,522	255,977
37	73	152	178	277	339	1,149
245	453	997	1,149	1,743	2,197	7,422
81	78	103	217	194	333	1,162
4	4	7	16	18	30	112
32	47	70	107	146	164	675
57	101	129	209	243	267	1,206
456	756	1,458	1,876	2,621	3,330	11,726
141	190	311	384	396	275	2,021
56	115	260	264	418	587	1,855
656	889	1,190	1,834	2,714	4,198	12,826
—	—	—	—	15	20	35
5	6	8	10	20	24	83
62	80	85	90	202	317	1,038
23	36	78	98	143	184	604
43	62	88	116	178	237	785
986	1,378	2,020	2,796	4,086	5,842	19,247
1,442	2,534	3,478	4,672	6,707	9,172	30,973
19,520	24,187	39,590	40,459	54,172	64,694	286,950
12.54	10.33	10.38	7.66	7.08	6.05	8.26

むね1,000億ないし1,500億ぐらい。従ってまあ水島はそれの倍近くがもらえるのではないかとこのように考えておる。」と述べている。新産業都市建設促進法⁽⁷⁰⁾による国の財政援助は、40年5月に成立した「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」によって、新産業都市建設基本計画に基づいて実施される国庫補助負担事業または直轄事業の県の超過負担分について地方債が特別に許可され利子の一部が国から補給されることになった。また市町村に対しては国の負担額の増額が行われることになった。40年度から51年度までの地方債の許可額の累計は第22表に示すように87

第22表 新産業都市建設事業債

単位百万円

年度	許可額	利子補給額
40	371	0
41	191	8
42	241	16
43	346	23
44	248	31
45	469	37
46	872	48
47	1,745	67
48	1,381	110
49	852	161
50	967	260
51	1,088	293
計	8,771	1,054

出所 岡山県企画部企画課

第23表 市町村に対する国庫負担

のかさ上げ 単位百万円

年度	通常額	かさ上げ額
40	799	42
41	992	105
42	1,353	164
43	—	—
44	1,701	83
45	2,087	109
46	3,824	495
47	5,108	714
48	5,471	385
49	6,235	70
50	7,837	40
51	8,251	327
計	43,748	2,534

出所 岡山県企画部企画課

億7,100万円、利子補給額は10億5,400万円であり、国庫負担のかさ上げ額は第23表に示すように25億3,400万円である。

三木は新産業都市建設促進法による第1号の指定を受けるには7市26町村が合併して単一の都市となっている既成事実が有利な条件になると判断したが、

(70) 岡山県議会37年9月定例会議会議録、第2号、49～50ページ

中央の政治情勢から指定が大幅に遅れたことが合併の大義名分を消滅させてしまった。

いかに三木が力んでみても合併するのは市町村である。そして周辺の市町村が合併に熱意を見せても、中心となる岡山・倉敷両市が合併しなければ百万都市の建設は不可能である。このことは三木が合併に取り組む決意を披瀝して県の幹部に協力を求めた時から問題となっていた。⁽⁷¹⁾勢力の拮抗する二つの都市が合併することは困難な場合が多い。まして倉敷市には備前池田藩の下風に立つことを嫌う天領意識と源資となりつつある水島を手放しながらぬ市民感情があった。倉敷市民の岡山市に対する対抗意識は同時に三木に率いられた県の合併推進運動に向けられた。高橋の強硬な行動は大原の思想に拠り所を置いていたばかりでなく倉敷の市民感情に支えられていた。むしろ高橋は煽り立てれば燃え上る市民感情を計算して、三木の横暴を非難し、倉敷市の伝統を強調し、収獲の時期に来た水島を奪われる損失を訴えた。寺田は三木の百万都市が不必要な周辺の弱小町村を抱え込んだことと、三木の一方的な合併強行を非難して孤立無援の中で頑強に闘い抜いた。三木の合併促進運動はスタートから肝心な寺田と高橋を敵に廻わして始められた。主役の寺田と高橋の出席しない建設協議会で百万都市建設が練られていた。7市26町村合併の瓦解を県が認めた38年1月11日の建設協議会の模様を新聞は「論議は皮肉にも協議会が発足以来はじめての真剣さだった」⁽⁷²⁾と報じた。三木が寺田や高橋と膝を交えて話し合わず専ら市議会の議決を督促し議決の執行を迫るという方法を取ったことが瓦解の原因である。水島工業地帯の背後地整備として太陽と緑と空間に恵まれた広域的多核都市を建設するのであれば岡山と倉敷の合併が中心であり最初でなければならぬ、それ以外の市町村の合併は岡山・倉敷両市の合併に比較すれば容易である。周辺の市町村をどの程度合併に含めるかは岡山・倉敷両市の意向を確めつつ適宜決定すればよい。中心から周辺へ及ぼすべきものを、まず周辺を固

(71) 第7巻第3・4号、82ページの注7を参照のこと。

(72) 毎日新聞岡山版、38年1月12日

め、しかる後に中心に迫ろうとして失敗した。三木は寺田や高橋と共同作業を行わず独自にマスタープランを作成し公表した。寺田や高橋にすれば相談もなしに作られた物を押し付けられたことになる。建設協議会に出席してみても、寺田や高橋にしてみれば招きたくなかった周辺市町村と押し問答を繰り返さねばならないだけである。高橋としては岡山市と合併することは好むところではない。もし三木が寺田の岡山市を中心とする広域都市構想を受け入れて寺田と手を組むことに成功していたら、高橋は孤立し三木と闘うことはできなかったであろう。百万都市構想は三木独自の構想であり調査研究は県のスタッフにして始めて可能であり、マスタープランを県が作成し市町村に提示するのはやむを得なかったとしても、寺田や高橋の行動に対する対応策を三木に助言する責任が県の幹部にあった筈である。人事権を握っている知事に悲観的な情報や判断を進言する⁽⁷³⁾ことは困難である。三木が大合併を推進した時期は3選目の末期であり、三木は県の全分野の行政について幹部職員の誰よりも経験を積み見識を持っていた。そして選挙の度に県内各地を遊説し県土のすみずみにわたって実状を把握していた。さらに三木は県議会の与野党とマスコミ⁽⁷⁴⁾から支持を受けていた。三木は政治生命を賭けた水島工業地帯の造成と工場誘致に成功した。その上合併推進運動のさ中に岡山県で行われた国民体育大会は東京オリンピックを控えて全国から注目を浴び、大きな成功を納め、マスコミがこれを高く評価した。この時期の三木には、できないことがなかったといってよいであろ

(73) 社会党の広岡敏孝は38年3月6日の県議会の質問の中で「今度の県南広域都市の進め方については私は県の部課長さんの中にすらやはりこの問題についてはもう少し考えたやり方があったんじゃないか、こういう考えをもっておられた方があります。しかしながらそういう人の意見というのは知事さんのところまで届いておらんと思います。そこで私は権力を持っている者が長い間その権力をもつと、自分が自覚するとしないとかかわらず外からはですね、非常に強力なものに見えてですね、その人に対して気に入らないことがいいにくいようなそういうふん囲気ができるのであります。」と述べている。(昭和38年2月定例岡山県議会会議録、第3号、2ページ)

(74) 三木自身が38年3月6日に県議会での答弁の中で「新聞、雑誌、ラジオ、テレビというようなものもこのくらい協力をしてくださったことはないであります。」と述べている。(昭和38年2月定例岡山県議会会議録、第3号、12ページ)

う。所在不明になるまで高橋を三木は信じていたといわれている。もし悲観的情報や分析や苦言に耳を傾けなかったとしたら瓦解の原因は三木自身にあったといってもよいであろう。高橋は市議会が合併を議決した以上、万策尽きたとして議決を執行しても、大原も致し方ないものと認めるであろうし、彼を支持した市民も同情こそすれ決して非難することは無いであろう、高橋が議決を執行すれば寺田はただ一人孤立しても不執行を貫き得たかは疑わしい。高橋は所在をくらすという手段をもってまで三木に対抗したのは何故であろうか。三木と高橋の仲は県議会で三木が高橋を「私の相棒⁽⁷⁵⁾」といい、親しい者には「黒ん坊」とあだなで呼ぶ程であった。それ程高橋は三木に密着していた。しかしそれは三木が水島開発に奔走したことが高橋の利益に一致したからである。高橋は水島を工業地帯として開発するため戦時中に三菱重工の水島航空機製作所が立地していた福田・連島両町を倉敷市に合併し、三菱の専用鉄道であった水島鉄道を買収した。⁽⁷⁶⁾ 高橋が始めた水島の工業開発を後から来た三木が応援しやがて三木が水島開発の主役となり高橋は脇役となった。第2表(第7巻第3・4号, 77ページ)に示したように28年度から44年度までに水島に投入された公共投資額のうち県費は60.8パーセントで市費は22.5パーセントである。三木が県費を投じて基盤整備を行い大企業を誘致すれば倉敷市の行財政力は強化され、倉敷市長の高橋の地位は向上する。水島開発が進展するにつれて三木はマスコミに華やかに登場し高橋は常に三木の影にいたが、工場が稼働の時期に入れば収獲を手に入れる主役は第21表が示すように三木よりむしろ高橋である。水島開発とそれに伴う倉敷市の地位向上のために高橋は三木を利用していたといえよう。ところが百万都市が実現し倉敷が新岡山市に合併されれば、仮りに三木の後押しによって高橋が新市の市長になり得ても実質的には三木が新市の市長であり高橋は助役に過ぎなくなる。高橋としては議決を執行して三木の下

(75) 岡山県議会、37年12月定例会議会議録、第1号、23ページ

(76) 水之江季彦・竹下昌三『水島工業地帯の生成と発展』風間書房、46年、141～160、171～178ページ

風に立つ気持はなかったのであろう。

三木の百万都市構想に対して自治省の中には前述のように賛否両論があったというよりむしろ批判的な意見が多かった。地元で手続きが整い国に申請が出されれば受け付けるが、三木の側に付いて地元を説得して合併を実現させる程の意思はなかった。百万都市論はもともと自治省から出たものであるから、うまく行けば応援し紛糾すれば手出しをしないという自治省の日和見の態度を三木は極めて不満に思ったであろう。決してミスをしないう安全第一主義をとった自治省も、寺田と高橋の議決の不執行に直面すると動かざるを得ず小林が調停案を提示した。しかし既に時間切れ目前であった。しかも小林調停案は段階案と呼ばれたように、7市26町村合併という最終段階への前段階として岡山中心の備前ブロックの合併と倉敷中心の備中ブロックの合併を提案したものであったが、⁽⁷⁷⁾「目標である備前ブロックと備中ブロックの合併については具体的提案を含んでいなかった。このため事態を解決し得なかった。

あとがき 本稿は当初の予定では7市26カ町村合併の瓦解以後についても、倉敷・玉島・児島3市の合併、岡山市への周辺市町村の編入、広域生活圈構想と岡山県南圏域、岡山・倉敷両市を中心とする隣接市町村の相互協力方式等を、引続いて執筆するつもりであったが、これらの事項については調査に相当の期間を要するので、百万都市建設を目指した広域合併の流産迄で筆を擱くこととする。

資料を提供して下さい下さった方々やきき取り調査に応じて下さった方々に厚くお礼を申し上げます。文中敬称を省略したが、お許しいただきたい。また6回にわたって掲載させて頂いた経済学科の同僚の皆さんにもお礼を申し上げます。

(77) 当時自治省行政局長であった佐久間彊は筆者に「自治省が出した調停案は、三木さんの顔を立てるために出したもので、将来備前ブロックと備中ブロックとを合併させるためのものではなかった。」と語った。